

令 和 7 年 度
第 8 回 議 事 錄

笠岡市農業委員会

7. 11. 4

第 8 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年11月4日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年11月4日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年11月4日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
1	鹿嶋 耕三	欠	8	櫛田 繁造	出
2	仁井名 雅子	出	9	佐内 繁文	出
3	天野 平之進	出	10	片岡 芳和	出
4	北村 昌三	遅参	11	仁科 智之	出
5	梶田 宏一	出	12	守屋 映男	出
6	西江 務	出	13	和田 晃佳	出
7	大平 貴之	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上 百生	推進委員	西江 敬一
推進委員	奥野 きたこ	推進委員	藤田 潔
推進委員	藤原 美代子	推進委員	大平 章之
推進委員	林 和美	推進委員	枝木 俊彦
推進委員	大本 憲治	推進委員	守屋 芳明
推進委員	重見 信夫	事務局長	前原 成紀
推進委員	有本 正義	主事	山部 俊貴
推進委員	岡田 晴次	主事	小川 航平
推進委員	西山 雅子	主事補	升谷 公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議題
議案第27号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第29号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第21号	農作業等受委託契約書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

3番委員

5番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第8回の農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第8回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を1番鹿島委員さん、3番天野委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、議案第27号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー47号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>ナンバー47号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には家族4人で従事予定であり、イチジクを栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー24号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー24号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を露天駐車場として転用したいとのことです。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する建物を改修し、事業を行うため、申請地に駐車場を設置したいとのことです。当該宅地の隣接地で駐車場の設置が可能な土地が申請地以外にはなかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートブロックを設置するため、流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー25号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場及び仮設倉庫でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を露天駐車場及び仮設倉庫として転用したいとのことです。譲受人は、〇〇地区で事業を行っており、現在使用している駐車場が手狭になったため、申請地を利用したいとのことです。近隣市町村でも土地を検討したが、事業地付近で大型車両が出入りできる幅のある道路に面している土地は申請地以外になかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートブロックを設置するため、流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、仮設倉庫の高さは3.5mほどであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー26号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー26号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の畠〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。</p> <p>借受人は、申請地を自己住宅として転用したいとのことです。</p> <p>借受人は、親類である貸渡人から申請地と隣接する宅地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。申請地に隣接する宅地には従来親類の住宅がありましたが、親類が居住できるよう建て替えるとのことです。従来の敷地面積のみでは、十分な駐車場面積を確保できないので、敷地面積を確保するため、申請地に住宅を建築することです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界部分に既存ブロックがあるため、流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、直接既存の水路に流入しないようにするため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは7.84mほどであり、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、本案件は許可申請をすることなく着工していたため、始末書の提出があります。工事については、許可がおりるまでは中断するように指導しており、10月20日に現地調査を行ったところ、中断していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー27号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー27号でございます。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定（3年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は仮置場でございます。</p> <p>借受人は、申請地を仮置場として転用したいとのことです。</p>

	<p>借受人は、事業で使用する資材を仮置きするために申請地を利用したいとのことです。</p> <p>申請地は農用地区域内農地ですが、工事に係る当該農地の転用期間は3年間であり、期間満了までに原状回復するものであるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するので、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、法尻へは排水路及び大型土のうを設置するため、流出はないと思われます。雨水は排水路を整備し、生活雑排水はないため、排水については問題ないと思われます。また、盛り土高は3mほどであり、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	<p>申請内容については事務局の説明の通り問題ありません。</p> <p>少し前に、地権者の1人と借受人の間で、本案について説明の場を設けたと聞いているが、その後はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>再度説明を行い十分な理解を得られたと、借受人から連絡がありました。</p> <p>また、今朝の時点で異議申立書の提出はありませんでした。</p>
○番委員	そういうことであれば問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第29号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本計画案は、令和7年12月23日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5年の設定対象筆数が2筆、設定対象面積が1,001 m²、設定対象人数が1人、10年以上の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が8,681 m²、設定対象人数が1人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区、○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第21号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さんには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かござりますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 12月2日(火)午前9時00分から <u>第1会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回申請書締切日 11月14日(金)、議案発送日 11月21日(金) ・氷川町視察研修について <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>